

奈良市の情報公開制度の見直しについて

【答 申】

平成24年1月

奈良市情報公開審査会

答申にあたって

奈良市情報公開条例については、平成19年度に大きく見直されたが、その後も情報公開を取り巻く社会情勢は変化してきている。

このような状況の下、奈良市情報公開審査会は、平成23年10月20日に奈良市長より「奈良市の情報公開制度の見直し」について諮問を受けた。

審査会では、奈良市の情報公開制度の開示請求に関する権利の濫用と思われるものについて例を挙げ、制度の見直しについて市民の皆さんから意見を募集し、寄せられた意見も踏まえ審議を行った。

奈良市においては、この答申をもとに、速やかに条例改正等の必要な措置を講じていただき、公正で民主的な開かれた市政の実現のため、情報公開の一層の充実を図っていただきたい。

なお、制度の運用に当たっては、実施機関は個々の案件に対し慎重に判断するとともに、恣意的な運用がなされないよう実施要綱等に明確な運用基準を設けるようにしていただきたい。

平成24年1月19日

奈良市情報公開審査会
会長 伊藤 忠通

開示請求権(条例第5条関係)及び開示請求に対する措置(条例第11条関係)

1 開示請求権の濫用禁止規定について

権利の濫用を禁止する規定を条例に明記すべきである。
ただし、この規定の適用に当たっては、権利の濫用に該当するか否かを判断するための明確な基準を要綱等で定め、慎重に運用すべきである。

【説明】

本市の情報公開制度は、条例第1条にあるとおり市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた市政を推進することを目的としている。

そこで、条例第5条の開示請求権は、その権利行使を通じて条例第1条の目的が実現されるために創設されたものであり、第4条では開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)には条例の目的に即して開示請求権を正当に行使する責務があることを定めている。このため、情報公開制度の趣旨から著しく逸脱した請求については、権利の濫用の法理を適用できる場合があると考えられる。

権利の濫用の法理は、法の一般原則であり、条例に明文の規定がなくても適用することはできる。しかし、情報公開制度は、何人に対しても請求理由を問わずに開示請求権を認めており、また、実施機関が保有する行政文書のほとんどが請求対象となり得るため、その権利行使の態様によっては、制度の趣旨に反する請求が容易になされて、実施機関の行政事務の遂行に支障をきたす事態を招きやすいという面を持っている。

以上のことから、開示請求権といえども無制限に認められるものではなく、開示請求者は、その権利を濫用してはならないことを明確にするため、開示請求権の濫用を禁止する旨を条例に明記すべきである。

ただし、実施機関によってこの規定が恣意的に運用され、市民の知る権利を妨害することとならないよう、実施機関は、開示請求権の行使が権利の濫用に該当するか否かを判断するための明確な基準を要綱等で設けることとし、慎重に適用すべきである。

2 権利の濫用に該当する開示請求に対する不開示決定処分について

権利の濫用に該当する開示請求は拒否することができること、及びそのような開示請求に対しては不開示決定をすることを条例に明記するとともに、その決定の理由を具体的に記載すべきである。

【説明】

開示請求がなされ、最終的に当該請求が権利の濫用に該当すると判断された場合には、実施機関は当該請求を不適法な請求として拒否することができると考えられるので、その旨を条例に明記すべきである。

また、権利の濫用に該当する開示請求がなされた場合の具体的な手続きを条例上で定めておくことが必要である。条例第10条では、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないときに当該請求を拒否することができることとされ、同第11条第2項において、第10条の拒否処分は不開示決定に含むこととされている。

そこで、権利の濫用に該当する開示請求に対しても、同様に条例において拒否することができる旨を規定した上で、同第11条第2項の不開示決定に含むこととすべきである。ただし、この決定に当たっては、その理由を具体的に記載する必要がある。

○審査会の審査経過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|-------------------------------|--|
| 平成23年10月3日 (平成23年度第1回審査会) | 情報公開制度の見直しについて、実施機関から現状の報告を受けた。 |
| 平成23年10月20日 (平成23年度第2回審査会) | 実施機関から諮問を受け、審議を行った。 |
| 平成23年12月1日 ～平成23年12月28日 | パブリックコメント手続きの実施 |
| 平成24年1月13日 (平成23年度第3回審査会) | パブリックコメントの結果について 情報公開制度の見直しについて審議を行い、答申のとりまとめを行った |

○奈良市情報公開審査会委員(敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|---------|-------------------|-------|
| 伊 藤 忠 通 | 奈良県立大学学長 | 会 長 |
| 末 吉 洋 文 | 帝塚山大学准教授 | |
| 瀧 口 貞 子 | 社団法人奈良県労働基準協会総務部長 | |
| 多 田 実 | 弁護士 | 職務代理者 |
| 西 山 博 志 | 奈良テレビ放送総務局長 | |